

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	提出団体	ページ
9	療育手帳の交付決定権限の都道府県から児童相談所を設置している中核市への移譲	兵庫県、明石市	1～7
2	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	南房総市、水戸市	8～33
5	家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直し	さいたま市、 特別区長会	34～56
7	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充等	沖縄市	57～67
13	農地中間管理事業に係る制度の見直し	青森県、秋田県、 群馬県、栃木県、 兵庫県、九州地方知 事会	68～103
14	土地改良事業に係る受益地の変更要件等の明確化	岡山県	104～108
31	地方公共団体が実施する災害時飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練時の規制の見直し	川口市	109～117
32	災害救助法に基づく借上型応急仮設住宅の供与に関する見直し	熊本市	118～125
33	災害援護資金の貸付制度の見直し	八戸市、熊本市	126～141

児童相談所を設置する中核市において 療育手帳の交付を可能とするための 制度の見直しについて(提案)

平成30年7月10日

兵庫県・明石市

療育手帳制度の概要

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付する。

【制度の根拠】

療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号 厚生事務次官通知)

【障害の程度及び判定基準(18歳未満の者)】

重度(A)とそれ以外(B)に区分

重度(A)の基準

知能指数がおおむね35以下の児童であって、次のいずれかに該当し、日常生活において常時介護を要するもの

- ・食事、着脱衣、排泄、洗面等日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であること。
- ・異食、興奮等問題行動を有し、監護を必要とするものであること。

それ以外(B)の基準

重度(A)以外の者

【療育手帳に基づく援助措置の例】

- ・特別児童扶養手当
- ・心身障害者扶養共済
- ・国税、地方税の諸控除及び減免税
- ・公営住宅の優先入居
- ・NHK受信料の免除
- ・旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引

知的障害児に対する療育手帳交付の流れ【現行】

現行制度において、知的障害児（18歳未満の者）については、児童相談所（ ）が判定を行い、都道府県知事又は指定都市市長が当該判定に基づいて交付することとなる。

児童相談所の設置について（児童福祉法）

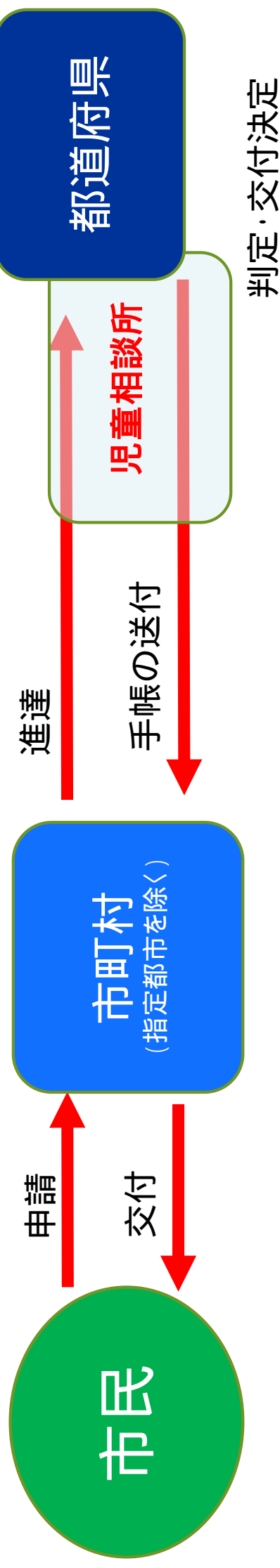
都道府県及び指定都市

必置義務あり

中核市等上記以外の自治体

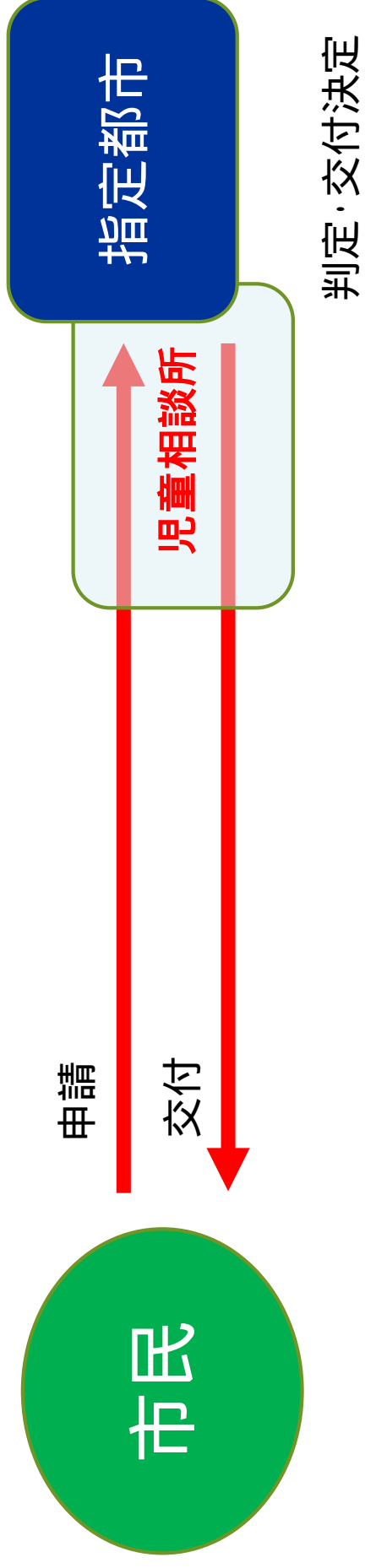
任意（政令で指定する市等）

（ア）都道府県における交付の流れ



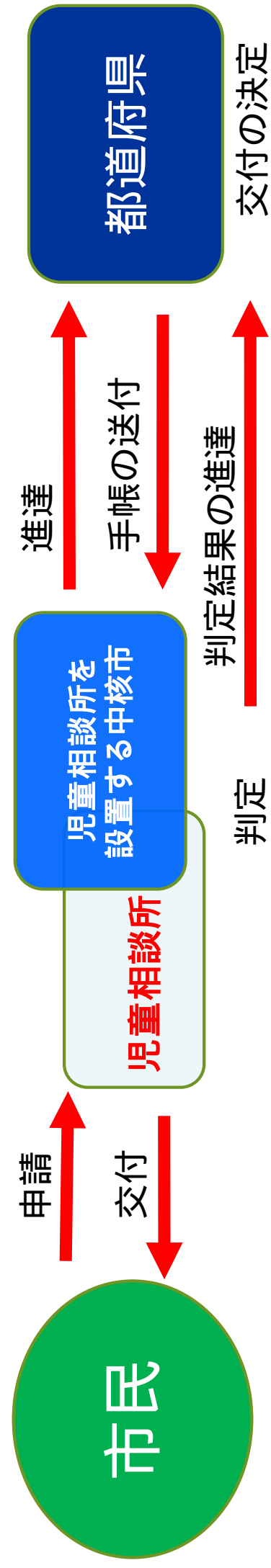
知的障害児に対する療育手帳交付の流れ【現行】

(イ) 指定都市における交付の流れ



(ウ) 児童相談所を設置する中核市における交付の流れ

現状は横須賀市と金沢市の2市。平成31年4月に明石市が児童相談所を設置し、3市目となる



児童相談所を設置する中核市で生じる問題点

国の制度要綱に基づくと、不可分の関係にある判定と交付決定の権限が市と県に分かれることになり、

- 申請書の県への進達
- 判定結果の県への進達

など、指定都市にはない事務手続きが生じ、行政効率の低下、ひいては市民サービスの低下を招く懸念がある。

さらに、申請者が交付決定に関して不服がある場合、行政不服審査法に基づき不服の申立ては、交付者である県に行うこととなるが、交付の可否を決める判定は市であるため、不服審査の事務において県と市の間でやりとりが生じる

【参考】

療育手帳の交付事務について(実態調査) [中央こども家庭センター(H27~H29)]

交付年度	例番	交付種別	受付日(市町) A	受付日(県) B	面接日	判定日	交付日(県) C	交付日(市) D	市町~県受付までの期間(日) B-A	市町受付~市町交付までの期間(日) D-A	備考 (面接日から判定日まで日数がかかった理由等)
H27	例1	新規	H27.5.14	H27.5.20	H27.6.24	H27.6.24	H27.6.24		6	42	
	例2	新規	H27.8.11	H27.8.18	H27.10.8	H27.10.8	H27.10.8		7	58	
	例3	新規	H27.10.13	H27.10.21	H27.12.3	H27.12.3	H27.12.3		8	50	
	例4	更新	H27.11.27	H27.12.8	H28.1.26	H28.1.26	H28.1.26		11	56	
	例5	更新	H27.10.13	H27.10.21	H27.12.3	H27.12.3	H27.12.3		8	50	
H28	例1	新規	H28.5.31	H28.6.6	H28.8.4	H28.8.4	H28.8.4		6	66	
	例2	新規	H28.8.17	H28.8.25	H28.11.10	H28.11.10	H28.11.10		8	84	
	例3	新規	H28.9.30	H28.10.11	H28.12.9	H28.12.9	H28.12.9		11	66	
	例4	更新	H28.6.1	H28.6.6	H28.7.28	H28.7.28	H28.7.28		5	59	
	例5	更新	H28.8.29	H28.9.5	H28.11.16	H28.11.16	H28.11.16		7	79	
	例6	更新	H28.8.22	H28.8.25	H28.12.12	H28.12.12	H28.12.12		3	116	10月4日に判定日を設定するが、連絡なくキャンセル、12月12日に再度設定した。
H29	例1	新規	H29.5.1	H29.5.9	H29.7.21	H29.7.21	H29.7.21		8	80	
	例2	新規	H29.7.4	H29.7.10	H29.10.10	H29.10.10	H29.10.10		6	99	
	例3	新規	H29.8.14	H29.8.18	H29.11.24	H29.11.24	H29.11.24		4	105	
	例4	更新	H29.4.26	H29.5.15	H29.8.31	H29.8.31	H29.8.31		19	115	
	例5	更新	H29.7.5	H29.7.10	H29.10.25	H29.10.25	H29.10.25		5	114	
	例6	更新	H29.7.13	H29.7.18	H29.10.11	H29.10.11	H29.10.11		5	163	10月10日に判定実施。医学診断書を12月21日に受理。

【参考】
「県受付~交付までの期間(日)」については、特に新規交付件数が増加傾向にあり、全体的に面接の調整日数が長期化している。

中央こども家庭センターより 情報提供

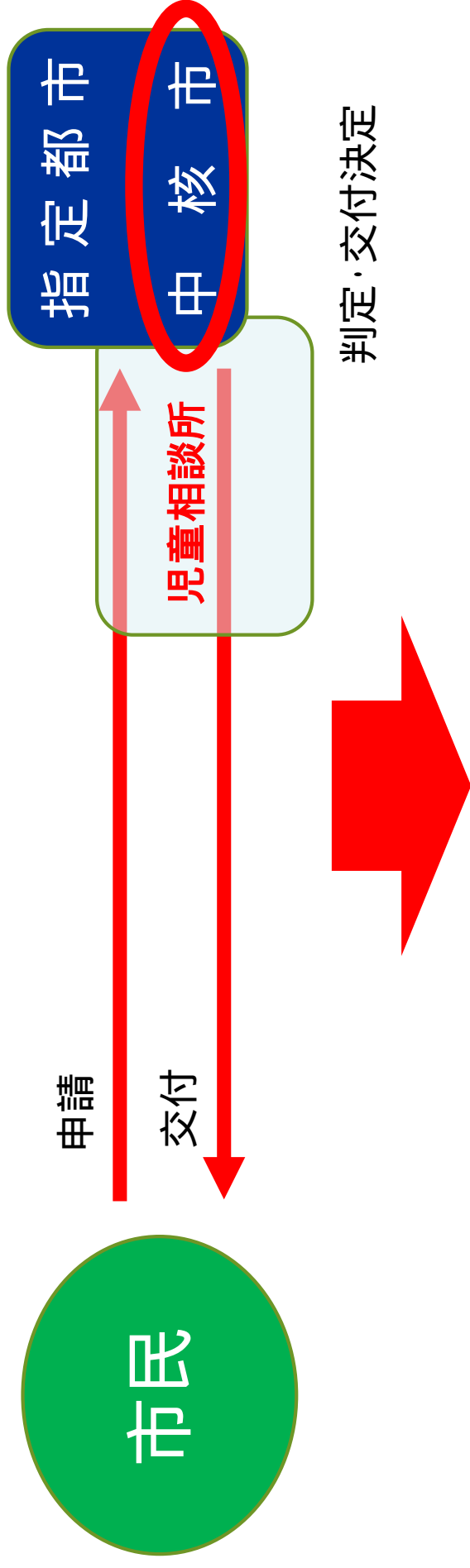
中央こども家庭センター療育手帳交付状況

区分	単位：件	
	H27	H28
新規	360	383
更新	495	590
合計	855	973

市から県への申請書進達期間が1週間前後、県が交付決定してから、市が本人に渡す期間が1週間程度かかっている。
件数が増加傾向にあり、判定のための面接までの日数(面接待ち日数)は長期化傾向にある。

【提案】知的障害児の療育手帳交付にかかる制度の見直し

児童相談所を設置する中核市については、県との協議が整えば、当該市が交付事務を実施できるようにする（指定都市と同様の事務実施）。



- 市における一貫した指導・相談が実現
- 申請から交付までの時間の短縮や事務の効率化によりサービス向上
- 不服申立てにも判定・交付を実施する市が責任をもって対応

一時預かり事業(幼稚園型)の 人員配置基準の緩和及び 幼稚園免許更新対象者の拡大



千葉県南房総市

提案の背景① 就学前教育・保育の歴史

南房総市は平成18年に7町村が合併して誕生

昭和30～40年ごろ 旧町村で**幼稚園**が小学校付属施設として開園

昭和50年代 **幼稚園**就園前(3歳まで)の保育の受け皿として公立**保育所**開園

平成10年 旧三芳村で**幼稚園**・小学校の放課後の預かり保育開始

→保育ニーズがある子もない子も4歳になったら**幼稚園**に行く児童がほとんど

現在 4・5歳児の保育の受け皿として公立**幼稚園**6園

で一時預かり事業(幼稚園型)を実施



提案の背景② 一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

	園児数	一時預かり利用者	利用率
平成28年度	349人	179人	51.3%
平成29年度	356人	187人	52.5%
平成30年度	367人	210人	57.2%



1号認定を受けける児童の**約半数**が一時預かりを利用。その利用率は、一億総活躍社会や女性活躍推進法などの施策を受け**増加傾向**

具体的な支障事例① 一時預かり事業従事者の不足

幼稚園の教材研究の時間確保のため一時預かり事業専任の従事者(非常勤職員)を雇用



- ①変則的な雇用時間(7:20~9:20、13:15~18:15)により従事者の確保が困難
- ②夏休み等の長期休業中には**10.5時間**開所するため、さらに多くの人材確保が必要

具体的な支障事例② 有資格者の確保

基準により配置職員の1/2(当面1/3)の有資格者が必要

一時預かり従事者46人のうち**有資格者20人**

小学校教諭、養護教諭免許状所有者→4人

幼稚園免許状所有者(有資格者)のうち新免許状で有効期限が到来してしまふ者→3人

具体的な支障事例③ 従事者の年齢

南房総市の高齢化率**43.3%**(県ワースト3位)

一時預かり従事者の年齢層

()内は有資格者数

	週20時間未満	週20時間以上
20代	0人(0人)	3人(3人)
30代	3人(2人)	3人(2人)
40代	7人(3人)	1人(0人)
50代	14人(4人)	3人(2人)
60代	11人(3人)	1人(1人)

子育てが一段落した世代(教員経験者など)がパート感覚で預かり保育に従事するケースが多い。

従事者不足から教育委員会としても教員経験者を積極的に活用したい。

しかし、教育の経験が十分あるベテランでも、1/3配置基準の有資格者としてカウントできない。

提案① 有資格者要件の緩和

有資格者不足を解消し、安定的、継続的な運営のために
現行→保育士または幼稚園教諭免許状所有者



提案→上記に加えて

- ①幼稚園教諭免許未更新者(条件付き)
 - ②小学校教諭、養護教諭免許所有者
- を、有資格者として認める

提案①

質の確保策

幼稚園教諭免許未更新者

- 現在、一時預かり事業に従事するだけでは更新講習を受講する要件に該当しない
- 費用負担などの問題で受講を勧めることが難しい



一定以上の実務経験や市町村長等が実施する研修を修了した者は有資格者と同等と認めようではないか

※旧免許状の場合一時預かり専任従事者は従事中に修了期限が到来しても失効しないので、新免許状所有者を対象

提案① 質の確保策

小学校教諭、養護教諭免許所有者を有資格者として認める。



当市での一時預かり事業の対象者は4, 5歳児であり、小学校教諭、養護教諭免許所有者は子どもを保育するための必要な知識を十分有していると考えられる。

また、保育所、認定こども園では小学校教諭、養護教諭を保育士とみなすことが認められている。

(参考) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令) 抜粋

第95条 保育士の数の算定について、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができることとする。

提案② 教員免許の更新要件の改正

上記の提案が認められない場合には...

現在、一時預かり事業の有資格者要件は免許状所有者となっていて、
るにもかかわらず一時預かり専任の従事者は免許状更新講習の
対象外となっていることは、**制度に矛盾が生じているのではないか**



教員免許更新講習受講対象者に「幼稚園で一時預かり事業に従
事する者」を加えていただきたい

提案による効果

5年以内に幼稚園新免許状が切れる人=3人

小学校教諭、養護教諭免許を持っている人=4人



有資格者率が43.5%→52.2%に(人数ベース)

長期休み中の有資格者の無理なシフト勤務も緩和

土曜日の保育実施など多様な保育ニーズに対応がしやすくなる。

まとめ

少子高齢化が進む中で、今後の日本を担う子どもたちの将来を考え、幼児からの教育が重要と考える。保護者の多様な保育ニーズに応えながら、当市の目指す質の高い幼児教育を実施していきたい。

定年退職を迎えた方たちに、これまでの知識と経験が活かせる場所で働いてもらい、孫世代の子どもたちとの交流を通して生きがいの醸成にもつなげていきたいと考える。

一時預かり事業(幼稚園型)の 人員配置基準の緩和及び 幼稚園免許更新対象者の拡大

20



水戸のマスコットキャラクター「みとちゃん」

平成30年7月6日(金)
茨城県水戸市

水戸市勢

- 茨城県の県庁所在地
- 中核市移行を目標
(H32年度)
- 面積：217.32km²
- 人口：270,274 人
- 財政規模：130,013,000千円
(H30年度一般会計予算)



水戸市の市章

水戸市の子ども・子育て分野の状況

人口分布

全人口 270,274人

0～5歳児 14,123人

保育認定児童 5,158人

教育認定児童 3,243人



水戸のマスコットキャラクター「みとちゃん」

幼児教育施設数

幼稚園 23か所
(市立19, 民間4)

幼稚園型
認定こども園
(民間のみ) 10か所

保育所 53か所
(市立13か所, 民間40か所)

幼保連携型
認定こども園
(民間のみ) 3か所

地域型保育
(民間のみ) 11か所

家庭的保育 6か所

水戸市における子ども・子育て分野の課題

保育所待機児童の発生

平成29年4月1日時点

113人

市立幼稚園充足率の低下

平成30年5月1日現在
市立幼稚園入園者数

618人

平成30年4月1日現在

30人

充足率

41.6%



保育と幼児教育
双方のニーズに答えられていない!!



水戸市における子ども・子育て分野の課題への対応

